

足 場 養生棚仕様書 仮 囲

目 的
場 所
実 施 方 法

a 足 場

高 さ	m	出 幅	m
固定足場	(間隔)	m (幅)	m
固定足場	(高さ)	m	筋かい (あり ・ なし)
養 生	養生シート ・ ()		

b 養生棚

棚	材	万 能 鋼 板	
構 成	枠	鋼管 Φ	mm
出	幅	m	

c 仮 囲

柱	鋼管 Φ	mm (間隔)	m
控	鋼管 Φ	mm (間隔)	m
鋼 板	万能鋼板		(高さ) m
出	幅 m		

- 1 柱は、敷板の上に建込み、ジャッキベースを置き、高低差を加減し、水平垂直を保持する
- 2 足場つなぎを建物に堅結し、風雨その他による倒壊を防止する
- 3 期間満了は、すべての工作物を撤去し、道路を現状に復する
- 4 許可期間中といえど、指示のあるときは、速やかに撤去又は使用を変更する。
- 5 占用区域を厳守し、区域外の道路に資材器具などを放置、又は作業等をしない。
- 6 工事に起因して、道路を損傷した場合は、指示により復旧し、これに要する費用一切を負担する

[基準]

(工事用足場、仮囲い等の占用)

第27条 沿道の土地に設置する建築物等の工事に伴う足場、仮囲い及び落下物防止用施設
1 (養生棚)の占用については、次の各号に定められるところによらなければならない。

- (1) 路面に接しないで設けられる掛け出し足場及び落下防止用施設を設けられる場合は、その最下部と路面との距離は5メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では3メートル以上とすることができる。
- (2) 出幅は次のとおりとすること。ただし、工事実施上やむを得ない場合はこの限りではない。

ア 掛け出し足場	路端から1.2メートル以下
イ 落下防止用施設	路端から3.2メートル以下
ウ その他	路端から0.6メートル以下
- (3) 仮囲いの高さは路面から2メートル以上とすること。
- (4) 消火栓、マンホール等の操作に支障のないものとする。
- (5) 仮囲いに取り付ける出入口の扉は道路に面して外開きとしないこと。
- (6) 広告物を掲出または表示しないこと。ただし、法令の定めまたは監督公署の指示による表示及び施主主、請負業者名の表示はこの限りではない。

2 沿道の土地に設置する建築物等の工事に伴う、こ道構台の占用については、前項の規定にかかわらず次の各号に定められるところによらなければならない。

- (1) 原則として幅員が3メートル以上の歩道設けられるものであること。
- (2) こ道構台の路面に接しない部分の最下部と路面との距離は3メートル以上とすること。ただし、方杖を設ける場合は2.5メートル以上とすることができる。
- (3) 構造物の下には必要に応じて照明器具を設けること。

[基準の取り扱い]

2 基準の適用について

- (3) 基準第27条第1項第2号ただし書きに規定する「工事実施上やむを得ない場合」の出幅は路端から1メートル以下とする。